

第 8 次群馬県保健医療計画の変更について

[在宅医療等の変更]

群馬県健康福祉部医務課

1 計画の変更について

(1) 在宅医療の変更

医療法では、医療計画のうち「在宅医療」等について、必要があるときは、3年ごとに変更するものとしている。

令和3年度から新たな第8期高齢者保健福祉計画が始まることから、当該計画に係る「在宅医療」について保健医療計画を変更する。

(2) 疾病・事業ごとの数値目標・指標の変更

「医療連携体制の構築」にあたり施策の達成状況を検証するため、数値目標を設定しているが、計画策定時からの状況の変化により、施策の評価に適さないものについて変更する。

また、医療提供体制の現状を把握するため設定している指標について、国から示される指標例の改正があったことから、必要なものについて、変更を行う。

2 県民意見募集及び関係団体等への意見聴取等

(1) 意見の提出状況

県民意見募集 : 2意見 (1件)

※令和2年12月14日(月)から令和3年1月13日(水)に実施。

関係団体等への意見聴取 : 9意見 (3件)

※令和2年12月14日(月)から令和3年1月8日(金)に実施。

地域保健医療対策協議会への意見聴取 : 32意見

※令和2年11月から12月に実施。本会議の事後意見を含む。また、他の議題の意見も含む。

(2) 意見への対応

医療法に規定される「在宅医療」等の範囲においては変更しない。ただし、いただいた意見は、次期計画の策定に向けて検討したい。

3 計画 (最終案)

別添のとおり

4 変更計画施行の時期

令和3年4月1日